

大井川土地改良区定款

昭和26年8月1日制定	昭和27年4月29日変更	昭和29年3月21日変更
昭和30年3月30日変更	昭和31年3月30日変更	昭和32年3月30日変更
昭和33年3月21日変更	昭和34年1月24日変更	昭和35年3月28日変更
昭和37年3月30日変更	昭和38年3月30日変更	昭和39年3月30日変更
昭和40年7月30日全文改正	昭和42年12月6日変更	昭和45年3月15日変更
昭和46年3月28日変更	昭和47年3月26日変更	昭和48年3月31日変更
昭和49年3月24日変更	昭和50年3月30日変更	昭和54年3月21日変更
昭和57年3月20日変更	昭和59年3月22日変更	昭和61年3月20日変更
昭和63年3月30日変更	平成元年3月24日変更	平成2年3月20日変更
平成3年3月20日変更	平成5年3月25日変更	平成7年3月20日変更
平成9年3月26日変更	平成10年3月20日変更	平成13年3月23日変更
平成14年3月19日変更	平成16年11月15日変更	平成17年3月28日変更
平成18年3月17日変更	平成19年3月23日変更	平成20年3月24日変更
平成21年3月24日変更	平成22年3月29日変更	平成23年3月25日変更
平成25年6月4日変更	平成27年10月6日変更	平成29年3月23日変更
平成30年3月20日変更	平成31年3月20日変更	

第1章 総則

(目的)

第1条 この土地改良区は、農業生産の基盤の整備及び開発を図り、もって農業の生産性の向上、農業総生産の増大、農業生産の選択的拡大及び農業構造の改善に資することを目的とする。

(名称及び認可番号)

第2条 この土地改良区は、大井川土地改良区という。

2 この土地改良区の認可番号は、静土改第16号である。

(地区)

第3条 この土地改良区の地区は、別表第1の1、第1の2及び第1の3に掲げる地域（その地域内にある土地のうち土地原簿の記載に係る土地以外の土地を除く。）とする。

(事業)

第4条 この土地改良区は、土地改良事業計画、定款、規約、管理規程及び利水調整規程の定めるところにより、地区内の農業用排水施設の新設、改良、維持管理及び災害復旧事業を行う。

2 この土地改良区は、前項に規定する事業に附帯して次に掲げる事業を行うことができる。

(1) 農地中間管理機構から委託を受けて行う事業

(2) 農地維持、資源向上等の多面的機能発揮促進事業を行う活動組織に参画して行う当

該事業及び当該活動組織から委託を受けて行う事業

(3) 発電事業

- 3 前項3号の発電事業のうち、第6項に係る発電事業については他の土地改良区と共同して行うことができる。この場合において、その管理事務等を他の土地改良区から受任することができる。
- 4 この土地改良区は、第1項に規定する事業に附帯し、その事業を害しない範囲内で当該施設及び関連施設を他目的に使用させることができる。
- 5 前項に規定する他目的使用に関し必要な事項は、別に定める。
- 6 この土地改良区は、国営土地改良事業及び県営土地改良事業によって造成された施設を管理委託される場合は、これを受託する。
- 7 この土地改良区は、県営土地改良事業によって造成された施設を譲与される場合は、これを譲り受ける。

(事務所の所在地)

第5条 この土地改良区の事務所は、静岡県島田市中央町30番2号に置く。

(公告の方法)

第6条 この土地改良区の公告は、事務所の掲示場に掲示して行うものとする。

- 2 前項の公告の内容は、必要があるときは書面をもって組合員に通知するものとする。

第2章 会議

(総代会)

第7条 この土地改良区に、総会に代わるべき総代会を設ける。

(総代の定数)

第8条 総代の定数は95人とする。

(総代の選挙)

第9条 総代は、組合員が総会外においてこれを選挙する。

- 2 この定款に定めるもののほか、総代の選挙に関し必要な事項は、附属書大井川土地改良区総代選挙規程で定める。

(総代の任期)

第10条 総代の任期は、4年とし、総選挙により選挙された総代の就任の日から起算する。ただし、土地改良法（以下「法」という。）第23条第4項において準用する法29条の3第1項の規定による改選並びに法第136条の規定による選挙又は当選の取消しによる選挙によって選挙される総代の任期は、退任した総代の残任期間とする。

- 2 前項ただし書に規定する選挙が、総代の全員にかかるときは、その任期は、前項ただし書の規定にかかわらず4年とし、その就任の日から起算する。

(総代の失脚)

第11条 総代がその被選挙権を失ったときは、その職を失う。

(通常総代会の時期)

第12条 この土地改良区の通常総代会の時期は、毎事業年度1回3月とする。

(組合員の請求による会議招集)

第13条 組合員が総組合員の5分の1以上の同意を得て、会議の目的である事項及び招集の理由を示して、書面により総代会の招集を請求したときは、理事は、その請求があった日から20日以内に総代会を招集しなければならない。

(議決方法の特例等)

第14条 総代会においては、定款の変更、土地改良事業計画の設定、変更、土地改良事業の廃止、役員の変更、規約の設定、変更及び廃止、維持管理規程の設定、変更及び廃止、利水調整規程の設定、変更及び廃止並びに合併及び解散、その他重要な事項を除いて急施を要することが明白である事項に限り、あらかじめ通知した事項以外の事項であっても、これを議決することができる。

第15条 経費の収支予算を議案の全部又は一部とする総代会を招集して、総代の半数以上の出席がないため、さらに20日以内に同一の目的で招集された総代会の議事は、経常経費の収支予算並びにこれに伴う賦課金及び夫役現品の賦課徴収の時期及び方法に限り、総代の3分の1以上が出席し、その議決権の過半数で決することができる。

(議長)

第16条 総代会の議長は、出席した総代のうちから当該総代会で選任する。

第3章 役員

(役員の数)

第17条 この土地改良区の役員定数は、理事21人及び監事4人とする。

2 前項の理事定数のうち、13人は、組合員であって耕作又は養畜の業務を営む者(組合員である法人の業務を執行する役員を含む。)とする。

3 第1項の理事定数のうち、5人は組合員でないものとする。

4 第1項の監事定数のうち、4人は組合員とする。

(役員選挙)

第18条 役員は、総代が総代会において選挙する。

2 この定款に定めるもののほか、役員選挙に関し必要な事項は、附属書大井川土地改良区役員選挙規程で定める。

(理事長及び副理事長)

第19条 理事は、理事長1人、副理事長2人以内を互選するものとする。

2 理事長は、必要と認めた場合、理事の互選により会計担当理事を置くことができる。

第20条 理事長は、この土地改良区を代表し、理事会の決定に従って業務を処理する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。

3 会計担当理事は、大井川土地改良区会計細則に則り、当該業務を行う。

(事務の決定)

第21条 この土地改良区の仕事は、理事の過半数により決するものとする。ただし、規約の定めるところにより軽易な常務については、理事長の決するところによる。

(監事の職務)

第22条 監事は、少なくとも毎事業年度2回この土地改良区の業務及び財産の状況を監査し、その結果につき総代会及び理事会に報告し、意見を述べなければならない。

2 監査についての細則は、監事がこれを作成し、総代会の承認を受けるものとする。

(役員任期)

第23条 役員任期は4年とし、総選挙により選挙された役員就任の日から起算する。

ただし、法第29条の3第1項及び法第134条第2項の規定による改選並びに法第136条の規定による当選の取消による選挙によって選挙された役員任期は、退任した役員残任期間とする。

2 前項ただし書に規定する選挙が、役員全員にかかるときは、その任期は、前項ただし書の規定にかかわらず4年とし、その就任の日から起算する。

(役員失職)

第24条 理事又は監事がその被選挙権を失ったとき又はその所属する被選挙区を異動したときは、その職を失う。

第4章 経費の分担

(経費分担の基準)

第25条 第4条第1項の事業に要する経費(運営事務費を含む。)に充てるための賦課金及び夫役現品は、予算の定めるところにより、組合員に対し、地区内の全部の土地につき地積割に賦課する。

(負担金及び分担金)

第26条 この土地改良区は、法第90条の規定に基づき、国営土地改良事業の負担金を負担する。

2 前項の負担金に充てるための賦課金は、組合員に対し、当該事業の施行に係る土地につき地積割に賦課する。

第27条 この土地改良区は、法第91条の規定に基づき、県営土地改良事業の分担金を負担する。

2 前項の分担金に充てるための賦課金は、組合員に対し、当該事業の施行に係る土地につき地積割に賦課する。

(賦課徴収の方法)

第28条 前3条の規定による賦課金及び夫役現品の賦課徴収の時期及び方法並びに夫役現品の金銭換算の基準は、総代会で定める。

(夫役履行)

第29条 夫役を賦課された者は、その便宜に従い本人自らこれにあたり又は代人をもってこれを履行することができる。

2 前項の規定による履行については、金銭をもって代えることができる。

(特別徴収金)

第30条 法第36条の3の規定に基づく特別徴収金は、土地改良法施行令第47条の規定に該当する場合において、当該返還すべき補助金・負担金・利子補給金等の額に相当

する額を徴収する。

第31条 この土地改良区は、法第90条の2の規定に基づき、国営土地改良事業に係る特別徴収金を負担する。

2 前項の場合には、当該特別徴収金に充てるため、その特別徴収金の原因となった行為をした組合員から当該特別徴収金に相当する額を徴収する。

第32条 この土地改良区は、法第91条の2の規定に基づき、県営土地改良事業に係る特別徴収金を負担する。

2 前項の場合には当該特別徴収金に充てるため、その特別徴収金の原因となった行為をした組合員から当該特別徴収金に相当する額を徴収する。

(督促)

第33条 法第39条の規定に基づく督促は、その納付期限後60日以内に督促状を発してこれをするものとする。

(過怠金)

第34条 第25条、第26条、第27条、第30条、第31条及び第32条の規定により賦課された賦課金又は夫役現品につき、これを滞納し、又は定期内に履行せず、若しくは夫役現品に代わるべき金銭を納めない場合には、その滞納の日数に応じて金100円につき1日金4銭の延滞金を徴収する。この延滞金の算定方法は別に定める。

2 督促状を発した場合には、督促状1通につき督促手数料200円を徴収する。

3 前2項の滞納金又は過怠金を市町が処分する場合には、さらにその徴収金額の100分の4に相当する額を過怠金として徴収する。

4 前3項の過怠金は、特別の事由があると認める場合に限り、理事会の決定によりこれを減免することができる。

第5章 雑則

(事務局及び委員会)

第35条 この土地改良区の事務を分掌させるため、規約の定めるところにより理事会の補助機関として事務局を置く。

2 この土地改良区の事業の運営を公正かつ適切にするため、規約の定めるところにより理事会の補助機関として委員会を置く。

3 理事会は、前項に規定する各委員会ごとに担当理事を定める。

(加入金)

第36条 新たにこの土地改良区の地区に編入される土地があるときは、その土地につき加入金を徴収する。

2 前項の加入金の額は、1,000㎡につき金10,000円の範囲内において総代会の議決により定める。

(決済金)

第37条 この土地改良区は、法第42条第2項の規定による決済金は、別に定める「大井川土地改良区受益地除外取扱規程」により徴収する。

(賦課金以外の徴収金についての過怠金)

第38条 前2条の規定による加入金及び決済金については、第34条の規定を準用する。

(基本財産)

第39条 この土地改良区に基本財産を設けることができる。

2 前項の基本財産の設定、管理及び処分に関しては規約で定める。

(財産の分配の制限)

第40条 この土地改良区の財産については、解散（合併の場合を除く。）のときでなければ組合員に分配することができない。

(事業年度)

第41条 この土地改良区の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(電磁的方法)

第42条 この定款の規定により、書面を交付することとされている通知その他の行為については、規約の定めるところにより、書面の交付に代えて、電磁的方法により行うことができるものとする。

2 この定款の規定により、作成、保存又は縦覧を行う書面については、規約の定めるところにより、書面に代えて、電磁的記録により行うことができるものとする。

(委任)

第43条 この土地改良区の管理運営に必要な事項は、この定款に定めるもののほか、規約で定める。

附 則

1 第4条第2項及び第25条第2項の規定は、昭和45年1月1日から適用する。

2 第24条第2項及び同条第8項の規定は、昭和44年9月20日から適用する。

3 第26条第1項及び同条第3項の並びに同条第4項の規定は、昭和45年4月1日から適用する。

4 第18条第1項及び第19条第2項の改正は、昭和57年4月1日より施行する。

附 則

5 この定数変更は、昭和59年4月1日より施行する。

附 則

6 この改正は、昭和61年4月1日より施行する。

附 則

7 この定数変更は、昭和63年4月1日より施行する。

附 則

8 この改正は、平成元年4月1日より施行する。

附 則

9 この改正は、平成2年4月1日より施行する。

附 則

10 この改正は、平成3年4月1日より施行する。

附 則

11 この変更は、認可の日から施行する。

12 第8条及び第16条の規定の変更は、認可後最初の総選挙から適用する。

附 則

13 この変更は、平成7年4月1日より施行する。

附 則

14 この変更は、平成9年4月1日より施行する。

附 則

15 この変更は、平10年4月1日より施行する。

附 則

16 この変更は、平13年4月1日より施行する。

附 則

17 この変更は、平成14年4月1日より施行する。

附 則

18 この定款は、平成16年11月15日から施行する。

附 則

19 この定款は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

20 この改正は、認可（平成18年7月20日）の日から施行する。

附 則

21 この改正は、認可（平成20年1月10日）の日から施行する。

但し、第5条（事務所の所在地）については新事務所に移転の日から施行する。

附 則

22 この改正は、認可（平成20年1月10日）の日から施行する。

附 則

23 この改正は、認可（平成22年3月29日）の日から施行する。

附 則

24 この改正は、認可（平成23年5月18日）の日から施行する。

附 則

25 この定款は、認可（平成25年6月4日）の日から施行する。

附 則

26 この定款は、次の総代選挙から施行する。（平成27年10月6日認可）

附 則

27 この定款は、認可（平成29年5月22日）の日から施行する。

附 則

28 この定款は、認可（平成30年5月14日）の日から施行する。

附 則

29 この定款は、認可（令和元年6月5日）の日から施行する。

地 域 調 書

別表第1の1（第3条関係）

市町名及び地区名		大 字 名	小 字 名
島 田 市	島 田 地 区	全部の田	
藤 枝 市	大 洲 地 区	〃	
	高 洲 地 区	〃	
焼 津 市	大 富 地 区	〃	
	和 田 地 区	〃	
	小 川 地 区	〃	
	相 川 地 区	〃	
	静 浜 地 区	〃	
吉 永 地 区	〃		
島 田 市	大 長 地 区	伊 太 の 内	中村、東川根、八指、中村東川根の田
〃	大 津 地 区	野 田 の 内	西野田、甚田海道、東野田、尻手の田
〃	六 合 地 区	道悦島、細島、御請の田	
		阿知ヶ谷の内	宮前、栃山、町裏、欠下、町下、長島、大久保、屋敷川原、直道下、山ノ根、前田、五反田の田
		岸 の 内	宮前、宮前谷川外、広島、小深田、八島、金十屋敷、柳島沖新田、堤上、角蔵久保、向田堂ノ下、中通り、中通道下、中島、大久保、中川原道上、割島、小島、煎餅屋敷道下、煎餅屋敷道上、仁助久保、川上大ノ田、北条ヶ谷、細谷馬繕場、中川原道下、芋島、蛭田、追分、ヤセヲ、大ヶ谷、下山、小ヶ谷、下田青島境、宿島、八島平の田
藤 枝 市	青 島 地 区	上青島、下青島、久兵衛市右衛門請新田の田	
		前島、青木、南新屋、瀬戸新屋の内	内瀬戸谷川右岸の田
		水 上 の 内	池端、長通、宮脇、小衛門前、松根、砂田、寺脇、シャクシ、榎田の田
		内瀬戸の内	内瀬戸谷川右岸の右岸の内下記の字を除く田 七反田、ヤマザキ、シロクジン、ムカイカド向山の田
焼 津 市	豊 田 地 区	五ヶ堀の内、三ヶ名小柳津、柳新屋、小屋敷の田	
		保 福 島 の 内	宮島1038番地より1068番地に至る農道より小石川寄りの田

焼津市	豊田地区	小土の内	88番地の7より307番地の25に至る地区は、県立焼津中央高校北側道路まで、308番地の1より545番地に至る地区は、中央高校より2田区瀬戸川寄りの田
焼津市	焼津地区	塩津、焼津の田 大村新田の内	用心川より2田区北側までの田
島田市	初倉地区	船木の内	井戸田、沖田、杉本、ぽんき田、月坂、かる田、月坂道上、紺屋田、細田、蛇クズシ、山下、中道田、堂松、中澄、殿田、外田、柚木栗下、山本、尻細、猿楽田、土室、落合、三満た、大日前、栗下谷川下、ヨシアラ、東河原、谷川東、井の口、宮島、大久保、北島、中瀬、上中瀬、長久保、下島、大久保下、大畑下、南島、柳島、中川原、稗島、東河原、浦漕、甲田、中島、谷川西、池上、谷川向、向山、伝四郎前、屋敷東、永休田、仲川原、樋東、土橋元、上新田、袖脇、長通り、常水、下川原、御林下、樋西、前田、本村、池田、沢、八幡、後田、合歎木、大畑、向新田、下川久保の田
		大柳、阪本、中河の田	
		湯日の内	桜田の田
吉田町	吉田地区	住吉、片岡、川尻神戸、大幡の田	
牧之原市	坂部地区	坂部の内	五反田、谷誌、加茂、六反、勝田、中座、八木田、荒谷、杉ノ木、七郎坪、横丁、宮脇、永長、ハルノ木、川原崎、大正新田、若宮、久保海道、御ノ久、中山田、藤籠、宮田、カタフシ、深田、垣根田、深谷、入山瀬、山脇殿ノ下、南崎、前畑、前島、大門、サイダハタ、岡本、倉見、田ノ谷、八ツノ谷、万代、松下の田
	細江地区	細江の内	沼地、浜田、中鎗、下り条、中ノ坪、小明、間漕、福田、瓜海戸、寺下、山下、江後、水楽、森海戸、井上、前割、十石、宮田、中橋上鎗、熊ノ前、下垂、整理、佐々木、半の木後島の田

地 域 調 書

別表第1の2（第3条関係）

市町名及び地区名		大字名	小字名
藤枝市	青島地区	前島、青木、瀬戸新屋の内	内瀬戸川左岸の田
		南新屋の内	池廻向屋敷を除く内瀬戸川左岸の田
		内瀬戸の内	内瀬戸谷川左岸の田及び右岸の七反田、ヤマサキ、シロクジン、ムカイカド、向山の田
		水上の内	池端、長通、宮脇、小衛門前、松根、砂田、寺脇、シヤクシ、榎田の田を除く以外の田
藤枝市	高洲地区	築地上の内	青木川左岸の田

焼津市	豊田地区	保福島の内	宮島1038番地より1068番地に至る農道より瀬戸川寄りの田
		小土の内	99番地の1より267番地に至る地区は、県立焼津中央高校北側道路より瀬戸川寄り、259番地より533番地の1を結ぶ地区は、県立焼津中央高校北側道路より3田区北側より瀬戸川までの田
焼津市	焼津地区	大覚寺、越後島、八楠の田	
		大村新田の内	用心川より3田区北側より瀬戸川までの田
藤枝市	藤枝地区	五十海、市部、若王子の田	
藤枝市	西益津地区	長楽寺、稲川、益津下、田中、平島上、郡の田	
藤枝市	広幡地区	上当間、下当間、水守の田	
焼津市	東益津地区	岡当日、浜当日、関方、中里、石脇上、石脇下、坂本策牛、方ノ上の田	

地 域 調 書

別表第1の3（第3条関係）

市町名及び地区名		大字名	小字名
島田市	大長地区	相賀の内	広長、西ノ田、青木田、渡田、内田、南皆戸、門前の田
島田市	大津地区	大草の内	山王前、市井崎、上反方、神谷東、菅ヶ谷の田
		尾川の内	行用、蛇塚、諏訪前、草沢、蔵前、代ノ田、長国の田
		落合の内	下川原、石成、川原田、大蟹、楠ヶ谷、蛭川、矢崎の田
		落合西の田	
		野田の内	宮前、寺前、皿田、上皿田、菅ヶ谷、西野田、長手、波田の田
牧之原市	坂部地区	坂部の内	伊松庵、久松、宮下、香田、上畑田、水洗、清水、川原、前田、辻、唐木田、鍋田、文久、楠ヶ谷の田
		坂口の内	カシラジ、ゴタンダ、シヲ田、ツヂ、ハスヌマ、下神明、山ワキ、水アライ、水ヶ谷、道正海戸、ミヤタ、作寺の田